

令和元年度税制改正(大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置)

【平成30年度改正の内容】

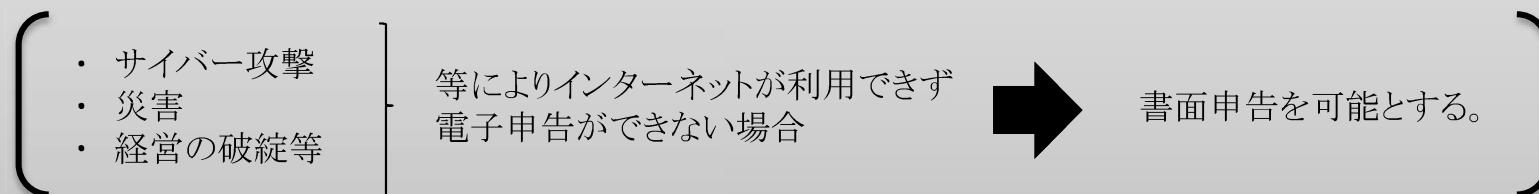
- 資本金1億円超の大法人等について、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書(確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。)の電子申告を義務化。
※ 電子的に提出を行わなければならない範囲には、申告書の添付書類も含む。
- 災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の書面による申告書を承認する措置及び提出方法の拡充については、国税における措置等を踏まえ、検討。

【地方税における令和元年度改正の対応】

書面による申告書を承認する措置について

- 国税と同様、納税申告書を電子的に提出することが困難と認められる一定の事由があるときは、地方団体の長の承認に基づき、電子的な提出に代えて、書面による申告書の提出を可能とする。
(国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、上記の地方団体の長の承認は不要。)

【電子的提出が困難と認められる一定の事由がある場合の具体例】



- 上記に加え、法人の事務負担軽減の観点から、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出を可能とする。

提出方法の拡充について

- 国税と同様、法人住民税及び法人事業税の電子申告の添付書類の光ディスク等による提出を可能とする。